日本専門医機構専門医制度に於ける 眼科専門医更新手続き (診療実績の証明) 操作マニュアル

京葉コンピューターサービス株式会社

眼科専門医更新に必要な手続きを行っていただきます。

	診療実績の証明
•	

1.	眼科専門医更新	手続きの確	認	.3
0	- 人生 (大) (本) (本) (日)		A.V. A.	
2.	診療 美顔の 証明	(50 症例)	の登録	0
3.	診療実績の証明	(50 症例)	の単位申請1	.3
4.	申請結果の確認	(審杳中・)	済・差し戻し)1	5

- 眼科臨床経験の証明※現在開発中です。
- 多様な地域での勤務実績(1年以上) ※現在開発中です。
- 勤務実態の自己申告 ※現在開発中です。
- 更新単位の確認※会員マイページの単位取得状況画面をご確認ください。
- 更新登録料、認定手数料の支払い ※現在開発中です。
- 動写真(専門医更新登録証貼り付け用)
 ※現在開発中です。

1. 眼科専門医更新手続きの確認

【基本機能】

専門医更新に必要な手続きが確認できます。

【画面説明】





- 会員マイページにログインします。
- ② 画面上部の「資格情報>専門医更新」ボタンをクリック、もしくは、お知らせの「診療実績の証明」ボタンをクリックしてください。

専門医更新

3

専門医更新手続きの流れ

専門医更新に必要な手続き

◇診療実績の証明

現在の専門医認定期間中に診療した症例について、50症例(診療日、病名、治療法、転帰、診療施設名)を申請いただきます。

200班例を提出することで、a)診療実績の証明として5単位が取得できます。 ・症例は初診でも再診でも構いませんが、同一人物の症例はご申請いただけません。 50近例申請後、審査は1~2か月ほどかかりますのでご了承ください。 下記の「次へ」のボタンをクリックして手続きを進めてください。

◇眼科臨床経験の証明 (申請方法は検討中)

眼科臨床経験の算定基準は、2022年10月から週3日以上(教育・診療管理等を含む)の動務へ変更となりました。 なお、資格更新認定時に、専門医資格取得日から25年以上経過している方は、眼科臨床経験の証明をいただく必要はござい ますが、臨床経験に関わっていることを条件に週3日以上の算定基準が免除されます。

◇多様な地域での勤務実績 (1年以上)

多様な地域による勤務が認定された機構専門医は、必修講習Bの必須取得が免除され、必修講習Aの3単位のみの取得が必須 となります。

このよう。 多様な地域による勤務が認定された機構専門医とは、専攻医時代に連携プログラムまたは最低1年間を多様な地域で研修したことを日本専門医機構に連絡することで、多様な地域による勤務が認定された方です。なお、眼科における多様な地域とは、当該機構専門医の専門研修開始時に示された眼科の足下充足率が0.8以下の都道府県です。足下充足率が示されていない2018年度および2019年度に専門研修を開始した機構専門医は、2016年または2018年の足下充足率が0.8以下の都道府県とします。

ンのルン、 ※眼科の2016年または2018年足下充足率0.8以下の都道府県:北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城 県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、静岡県、島根県、山口県、大分県、宮崎県

- ・2022年10月1日および2023年10月1日認定の機構専門医の方は、会員マイベージの単位取得状況画面にて多様な地域の認定状況を表示しています。
- ・2024年10月1日以降に認定された機構専門医の方は、専攻医時代の研修実績が確認中であるため、会員マイページの単位取得状況画面には確認中と表示しております。確認でき次第、認定状況を表示いたします。
- ・機構専門医資格を取得後、多様が地域による勤務が認定された方も、必修講習Bの必須取得が免除され必修講習A(3単位)のみの取得が必須となります。申請方法については検討中です。

◇勤務実態の自己申告(申請方法は検討中)

自己申告書提出時直近1年間分の実態を記入します(休止期間は除く)。

◇更新単位の確認

- (1) 専門医認定日から更新基準に定めるところ(下表)により5年6か月に50単位を取得した者。
- (2) 専門医認定日から5年6か月に日本眼科学会総会において学会出席による単位を取得した者。

項目	取得単位数		
a)診療実績の証明(必須)	5単位		
b)共通講習(必須)	3単位~8単位 ・学会専門医からの移行措置者 → 必修講習A(3単位) ・ 学会専門医 別度終了後、 機構専門医資格取得者 → 必修講習A(3単位)・必修講習B(3単位) [多様な地域における勤務が認定された場合は、必修講習A(3単位)のみ]		
c)眼科領域講習(<u>必須</u>)	最小27単位		
d)学術業績・診療以外の活動実績	0単位~10単位		
合計	50単位以上		

■ 更新申請時に行うべき手続き

- ◇更新登録料、認定手数料の支払い
- ◇顔写真 (専門医更新登録証貼り付け用)





- ③ 専門医更新の各要件が表示されます。
- 4 内容をご確認いただき「次へ」ボタンをクリックしてください。



- ⑤ 各更新要件の手続き状況が表示されます。 未申請は「未」、審査中は「審査中」、差し戻しは「差し戻し」、審査が終了し承認された場合は 「済」と表示されます。
- ⑥ ◇診療実績の証明の「登録・修正」ボタンをクリックしてください。

2. 診療実績の証明(50症例)の登録

【基本機能】

画面にて診療実績の証明を登録することができます。

【画面説明】



- ① 入力例を参考に、専門医認定期間中に診療した症例(50症例)を入力してください。
- ② <u>入力後、「入力項目の保存」ボタンをクリックしてください。クリックせず他画面へ遷移するとデータが保存されませんので、ご注意ください。1</u>行の全項目を入力しなくても保存できます。
- ③ 入力した症例のコピー、削除ができます。
 - ・ コピー: コピーしたい症例の左列のチェックボックスにチェックを入れ、「チェックした行をコピー」ボタンをクリックすると、入力されている最終行の下にコピーされます。複数行同時にコピーすることも可能です。 コピー後、「入力項目の保存」ボタンをクリックし保存してください。「入力項目の保存」ボタンをクリックしないと保存されませんので、ご注意ください。

•	削除:削除したい症例の左列のチェックボックスにチェックを入れ、「チェックした行を削除」
	ボタンをクリックすると削除されます。複数行同時に削除することも可能です。 <u>削除後、「入力</u>
	項目の保存」ボタンをクリックし保存してください。「入力項目の保存」ボタンをクリックしな
	いと保存されませんので、ご注意ください。

【基本機能】

Excel や PDF をアップロードすることで診療実績の証明を登録することができます。

【Excel によるアップロード画面説明】

診療実績 1 り申請を行います。

テンプレー・マグウンロードし50症例を入力後アップロードしていただくか、直接入力することができます。

各項目を入力しただけでは保存されません。必ず「入力項目の保存」ボタンにて保存してください。

眼科症例であれば、症例の種類に指定はありません。

入力する患者は初診患者でなくても構いませんが、同一患者を2回以上入力しないでください。

専門医認定期間中であれば、過去の症例を入力していただいても問題ありません。

50症例の入力後、「単位申請」ボタンより、a)診療実績の証明の単位を申請してください。

追加登録をファイルのアップロードで行う場合は、新しいファイルを作成し、アップロードしてください。

症例を保存した状態でPDFをアップロードする場合、保存された症例が削除されPDFに上書きされますので、ご注意ください。

🎿 登録済データダウンロード

📤 診療実績(Excel・PDF)アップロード

専門医更新申請 診療実績の証明

テンプレートの様式に沿って診療実績を入力したExcel、または診療実績を記載したPDFをアップロードしてください。

ファイルをアップロード

診療実績証明書

診療日、病名、治療法、転帰、診療施設の項目全てが同一の場合、同一症例と見做され登録できません。 Excelファイルに上記の条件に合致する内容を入力した場合、セルの色が変わりますので、別の日付等の症 例に変更してください。

診療日に日付(yyyy/mm/dd)以外が入力された場合、セルの色が変わりますので、正しい日付に変更してください。

Excelでアップロードしエラーメッセージが表示された同じ内容でPDFをアップロードした場合、後日、差し戻しとなる場合がございます。

2

参照… ファイルが選択…ていません。

Excel形式またはPDEのファイルをアップロードレアとださい。容量は5Mbyteまでです。

テンプレートはこちらからダウンロードできます。 🚮

😉 戻る

✔ 確認

- ① 「ダウンロード」をクリック、もしくは、「診療実績(Excel・PDF)アップロード」ボタンをクリックしてください。
- ② 遷移した画面の「テンプレートはこちらから~」をクリックし、Excel テンプレートファイルをダウンロードしてください。

_	A	В	С	D	E	F	
3	No.	診療日 年/月/日	病名	治療法	転帰	診療施設名	
2	1						
3	2						
4	3						
5	4						
6	5						
7	6						
8	7						
9	8						
10	9						
11	10						
12	11						
13	12						
14	13						
15	14						
16	15						
17	16						
18	17						
19	18						
20	19						
21	20						
22	21						
23	22						
24	23						
25	24						
26	25						

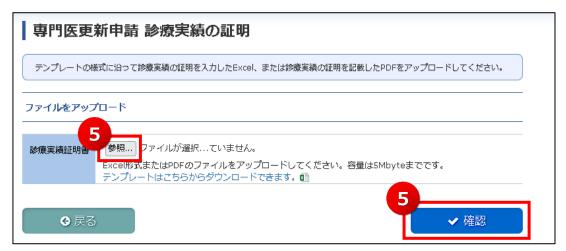
③ ダウンロードされた Excel の項目は画面入力と同じ項目ですので入力してください。

※診療日、病名、治療法、転帰、診療施設の項目全てが同一の場合、同一症例と見做され登録できません。前記の条件に合致する内容を入力した場合、セルの色が変わりますので、別の日付等の症例に変更してください。

※診療日の日付は「2024/4/1」のように日付形式で入力してください。日付以外が入力された場合、赤く強調表示がされ、アップロード時にエラーになります。



④ Excel 入力後、「診療実績(Excel・PDF)アップロード」ボタンをクリックします。画面入力と同様 に 1 行の全項目を入力しなくてもアップロードできます。



⑤ 「参照」から対象ファイルを選択しアップロードを行います。アップロードが完了したら「確認」 ボタンをクリックしてください。



- ⑥ Excel の各項目が正しく入力されている場合、確認画面が表示されます。
- ⑦ 内容に問題が無ければ「保存」ボタンをクリックしてください。 入力項目が 50 症例未満の Excel をアップロードした場合でも、引き続き画面で登録することができ、また、再度 Excel をアップロードし登録することもできます。

【PDF によるアップロード画面説明】





② PDFアップロード後、「確認」ボタンをクリックし、遷移した画面の「単位申請確定」ボタンをクリックすると申請が確定しますので、50症例が記載されている PDFをアップロードしてください。なお、画面入力や Excel アップロードにて症例を登録した状態で PDFをアップロードすると、登録した症例が全て削除され、PDFに上書き保存されますので、ご注意ください。50症例の記載のない PDFをアップロードした場合は、事務局(kousin@po.nichigan.or.jp)へご連絡ください。

3. 診療実績の証明(50 症例)の単位申請

【基本機能】

画面入力した症例、Excel・PDFでアップロードした症例の単位申請を行います。

【画面入力による単位申請確定画面説明】



① 画面入力にて 50 症例を登録したら「単位申請」ボタンをクリックします。50 症例が登録されていない等、エラーデータがある場合は、エラーメッセージの表示とともに該当箇所が赤く表示されます。



② 登録した内容に問題がなければ「単位申請確定」ボタンをクリックし単位を申請してください。 単位申請後、申請内容を修正したい場合は、事務局(<u>kousin@po.nichigan.or.jp</u>)へご連絡くださ い。

【Excel アップロードによる単位申請確定画面説明】



③ 50 症例を入力した Excel をアップロードすると画面が遷移します。内容に問題がなければ「単位申請確定」ボタンをクリックし単位を申請してください。

【PDF アップロードによる単位申請確定画面説明】



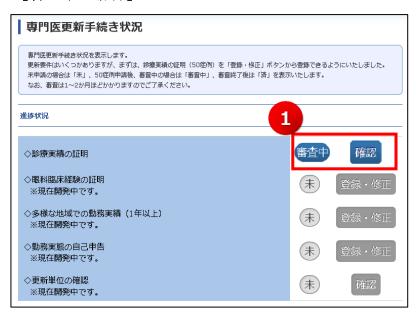
④ 50 症例を記載した PDF をアップロードすると <u>(50 症例に満たない状態でアップロードしないでください)</u>、画面が遷移します。内容に問題がなければ「単位申請確定」ボタンをクリックし単位を申請してください。

4. 申請結果の確認(審査中・済・差し戻し)

【基本機能】

申請結果についての進捗状況が確認できます。

【審査中の場合】



① 50 症例を登録し単位の申請を行うと「審査中」と表示されます。審査には1~2 か月ほどかかりますので、ご了承ください。なお、審査中に申請内容を修正したい場合は、事務局 (kousin@po.nichigan.or.jp) へご連絡ください。

【済の場合】



② 審査が終了し承認されると「済」と表示されます。

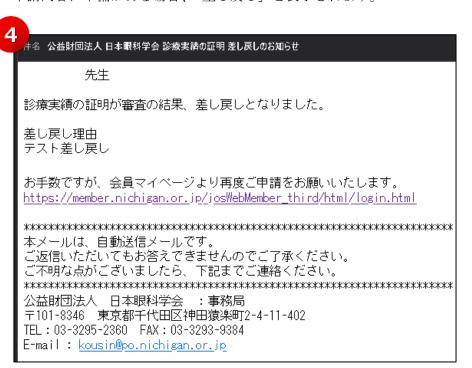
【差し戻しの場合】

専門医更新手続き状況

専門医更新手続き状況を表示します。 更新要件はいくつかありますが、まずは、診療実績の証明(50症例)を「登録・核正」ボタンから登録できるようにいたしました。 末申請の場合は「未」、50症例申請後、審査中の場合は「審査中」、審査終了後は「済」を表示いたします。 なお、審査は1~2か月ほどかかりますのでご了承ください。



③ 申請内容に不備がある場合、「差し戻し」と表示されます。

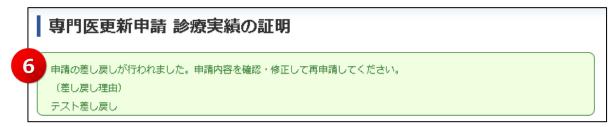


④ 差し戻しとなった場合は、会員マイページにご登録いただいているメールアドレス宛に差し戻し通知メールが送信されます。

会員マイページにメールアドレスをご登録いただいていない場合は、メールを送信できません。会員マイページにメールをご登録いただくか、次ページの会員マイページのお知らせ欄をご覧ください。



⑤ 会員マイページのお知らせにも「**※差し戻し**」と表示されますので「診療実績の証明 **※差し戻し**」 ボタンをクリックしてください。



⑥ 差し戻し理由が画面上部に表示されますので修正し、再度、単位を申請してください。

診療実績の証明の単位申請は以上となります。

お問い合わせ:

公益財団法人日本眼科学会

専門医制度委員会事務局

〒101-8346 東京都千代田区神田猿楽町 2-4-11-402

Tel: 03-3295-2360

e-mail: kousin@po.nichigan.or.jp
